明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**総務**一〇三）　一

○悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（**環境**三六）　一

〔告　示〕

○第四次幹線道路改修計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三七六）　一

○南部諸民族州小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三七七）　二

○食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三七八）　二

○第五次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三七九）　二

○少数生産車の型式を承認した件（**経済産業・国土交通・環境**一三〇～一三八）　二

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一四六五）　三

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一四六六）　四

○道路に関する件（**関東地方整備局**四二三、四二四）　四

○道路に関する件（**中部地方整備局**二一七、二一八）　五

○平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件（**近畿地方整備局**二四五）　五

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**二四六、二四七）　五

○道路に関する件（**中国地方整備局**一五一）　六

○道路に関する件（**四国地方整備局**一四四）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**一七八、一七九）　七

○道路に関する件（**北海道開発局**一二三、一二四）　七

〔国会事項〕

内閣　法務省　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕

諸事項　一〇

〔皇室事項〕

官庁
司法書士懲戒処分、埼玉北部土地改良区連合役員の退任及び就任関係　一〇

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三一

会社その他

〔公　告〕

省　令

○総務省令第百三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項第五号の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十八日

総務大臣　樽床　伸二

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第五項第一号及び第三号並びに同条第六項第五号中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三十六号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十八日

環境大臣　長浜　博行

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都千代田区東神田二丁目六番二号」を「東京都新宿区西新宿四丁目二番十八号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第三百七十六号

平成二十四年十二月五日にアディスアベバで、第四次幹線道路改修計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第四次幹線道路改修計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入